

大阪市告示第1458号

平成19年大阪市告示第367号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月29日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）第6条第1項又は大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）第6条第1項の規定により、局長等に事故があるとき又は局長等が欠けたときに局長等の職務を行う職員は、次のとおりとする。 [表 別紙2 挿入]	[同左] [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

（総務局人事部人事課）

[別紙 1]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[同左]		
デジタル統括室長	<u>デジタル統括室戦略担当部長</u>	<u>デジタル統括室D X推進担当部長</u>
[同左]		

[別紙 2]

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
[略]		
デジタル統括室長	<u>デジタル統括室理事</u>	<u>デジタル統括室戦略担当部長</u>
[略]		